

# JABIA

自動車車体規格

環境基準適合ラベル及び新環境基準適合ラベルの

交付基準及び交付申請要領

E0001-2022

2022年7月7日

一般社団法人 日本自動車車体工業会  
環境委員会 架装物リサイクル分科会

## 目次

	ページ
1. 制定の目的	2
2. 適用範囲	2
3. 各環境基準適合ラベルの要件	2
4. 各環境基準適合ラベルの交付申請要領	2
5. 各環境基準適合ラベルの適合確認及び適合番号の交付要領	3
6. 各環境基準適合ラベルのデザイン	3
7. 各環境基準適合ラベルの購入申込み	4
8. 各環境基準適合ラベルの貼付け	4
9. 解説	4
添付資料1 各環境基準適合ラベルの対象とならない二次架装	5
添付資料2 各環境基準適合ラベルの対応要件の実施基準	6
添付資料3 3R判断基準ガイドライン	7
添付資料4 解体マニュアル作成基準	11
添付資料5 リサイクル可能率計算書	13
添付資料6 「環境基準適合ラベル（通称：ホワイトラベル）」及び 「新環境基準適合ラベル（通称：ゴールドラベル）」交付申請書	14
添付資料7 「環境基準適合ラベル」及び「新環境基準適合ラベル」購入申込書	15

## 1. 制定の目的

(一社)日本自動車車体工業会(以下、当会と記載する)会員が、自ら又は委託して設計・製造する商用車架装物、トレーラ及びコンテナに対し、本規格を遵守した製品に「環境基準適合ラベル(ホワイトラベル)」及び「新環境基準適合ラベル(ゴールドラベル)」(以下、各環境基準適合ラベルと記載する)を貼付けすることにより、環境に配慮した製品であること、及び解体・リサイクルしやすい製品であることを広く世間にアピールし、リサイクルの促進を図ることを目的とする。

## 2. 適用範囲

この規格は、当会会員が製造する全ての商用車架装物、トレーラ及びコンテナ(以下、機種と記載する)に適用することができる。なお上記の商用車架装物には「各環境基準適合ラベルの対象とならない二次架装」【添付資料1】を除く二次架装も含むものとする。

## 3. 各環境基準適合ラベルの要件

各環境基準適合ラベルを申請する機種は以下の要件を満足していること。  
各環境基準適合ラベルの要件に対する実施基準は【添付資料2】による。

### 3-1 環境基準適合ラベルの要件

- (1) 機種の製作に当り、「3R判断基準ガイドライン」を作成及び運用している。
- (2) 「機種別解体マニュアル」を作成及び公開している。
- (3) 機種に「製造者名」を表示している。
- (4) 機種に「樹脂部品材料名」を表示している。

### 3-2 新環境基準適合ラベルの要件

環境基準適合ラベルの要件に以下の要件を追加する。

- (5) 「機種のリサイクル可能率」が95%以上である。
- (6) 「重金属4物質(環境負荷物質)フリー宣言」を行っている。
- (7) 「環境認証取得工場」で生産されている。

## 4. 各環境基準適合ラベルの交付申請要領

### 4-1 各環境基準適合ラベルの交付申請

- (1) 各環境基準適合ラベルの交付申請は、「環境基準適合ラベル(通称:ホワ

イトラベル」及び「新環境基準適合ラベル（通称：ゴールドラベル）」交付申請書【添付資料6】に必要事項を記入し、（一社）日本自動車車体工業会環境委員会事務局宛てに申請する。（Eメール又は郵送で送付していただきますことを推奨いたします。）

#### 4-2 添付資料の送付

（1）「環境基準適合ラベル」は、3-1-（1）項から3-1-（4）項までの書類のコピーを添付する。

（2）「新環境基準適合ラベル」は、3-1-（1）項から3-2-（7）項までの書類のコピーを添付する。

#### 4-3 申請機種の範囲

各環境基準適合ラベル申請時に添付する書類（3-1-（1）項から3-2-（7）項の書類）が共通して使用できる機種は、同一機種とすることができる。

## 5. 各環境基準適合ラベルの適合確認及び適合番号の交付要領

### 5-1 各環境基準適合ラベルの適合確認

当会環境委員会架装物リサイクル分科会による適合確認を行い、適合と判断した場合は、環境基準適合番号又は新環境基準適合番号を5-2項により登録する。

### 5-2 各環境基準適合ラベルの適合番号

各適合ラベルの適合番号は以下の要領で採番する。

（1）環境基準適合番号・・・JABIA 環境 22-001

（2）新環境基準適合番号・・・JABIA 新環境 22-001

環境〇〇は西暦年度の末尾2桁とする。

末尾〇〇〇は各登録年度の追番とする。

### 5-3 申請書の保管

適合確認された「環境基準適合ラベル（通称：ホワイトラベル）」、「新環境基準適合ラベル（通称：ゴールドラベル）」交付申請書は、環境委員会事務局が適合番号を記入し、そのコピーを申請者宛てにEメール又は郵送にて送付する。原紙は事務局にて保管する。

また、不適合となった申請書類は申請者宛て返送する。

## 6. 各環境基準適合ラベルのデザイン

「JABIA ラベル」を基準とし、「環境基準適合」又は「新環境基準適合」の文字と「シリアルNo」を印字したデザインとする。



環境基準適合ラベル



新環境基準適合ラベル・小型



新環境基準適合ラベル・大型

## 7. 各環境基準適合ラベルの購入申込み

各環境基準適合ラベルの購入申込みは、当会ホームページにあります「環境基準適合ラベル」及び「新環境基準適合ラベル」購入申込書【添付資料7】に必要事項を記入しホームページより申込むか、当申込書を環境委員会事務局宛てにFAXにて申込む。

## 8. 各環境基準適合ラベルの貼付け

### 8-1 貼付方法

原則として、完成状態で機種の後面の見易い位置に貼付けする。

### 8-2 申請機種以外の機種への使用禁止

- (1) 各環境基準適合ラベルは、交付申請書に記載した機種又は架装型式以外に使用してはならない。
- (2) 交付申請書に記載した機種又は架装型式以外に使用した事実が判明した場合は、違反した各環境基準適合番号を取り消す。その旨を環境委員会事務局より連絡があった場合、申請者は所有する違反した各環境基準適合ラベルを環境委員会事務局に返却しなければならない。」

## 9. 解説

当会では環境にやさしい車体の普及推進のため、2004年に「環境基準適合ラベル」を制定し活動してきた。

6年が経過した時点で目標貼付率80%を達成したことより、より一層高いレベルの環境要件を加えた「新環境基準適合ラベル」を2011年より追加制定し、当会全体の環境活動の底上げを図ることとした。この2種類の環境基準適合ラベルの運用開始に伴いJABIA規格を新たに制定した。

そして、2020年、2022年に取得し易いJABIA規格を目指して、本規格の改定を行った。

対象とならない二次架装（例）

- ・リヤダンプの自動シートの取付
- ・サイドバンパ、リヤバンパ、リヤフェンダの改造、取付
- ・工具箱、物入れの取付
- ・キャブ上シートキャリア、クーラー、ラダーの取付
- ・キャブ、シャシ、荷台の装飾部品の取付
- ・テールランプ交換
- ・マーカーランプ等の灯火器類や反射器類の取付
- ・バックカメラ、ドライブレコーダーの取付
- ・ナビゲーションシステム、ETCの取付
- ・補助タレゴム、泥除け鉄板、チェーン掛けの取付
- ・燃料タンクの交換
- ・塗装作業全般
- ・一次架装メーカーからの委託工事

	項目	環境基準適合ラベルの要件 (ホワイトラベル)	新環境基準適合ラベルの要件 (ゴールドラベル)	実施基準								
1	「3R判断基準ガイドライン」の作成及び運用	○	○	(1)当社が作成した「3R判断基準ガイドライン」に準拠したものを作成し、運用する。 (2)「3R判断基準ガイドライン」の作成及び運用は、各適合ラベル申請時に添付された「3R判断基準ガイドライン」により判断する。 (3)当社の「3R判断基準ガイドライン」は【添付資料3】による。								
2	「機種別解体マニュアル」の作成及び公開	○	○	(1)「機種別解体マニュアル」は「解体マニュアル作成基準」【添付資料4】を満足したものを作成する。 (2)「機種別解体マニュアル」を下記①～③の何れかの方法で公開する。 ①自社のホームページで公開する。 ②電話等で依頼を受けた場合、メール又は印刷物等により送付することができる。 ③同一機種の年間生産台数が10台以下の場合、危険部位、環境負荷物質の使用部位、解体に必要な情報等が機種に表示されているか、又はこれらの資料が要求時即時に開示できる体制が整っている。								
3	「製造者名」の表示	○	○	(1)「製造者名」は、解体・リサイクルに関する情報を提供できる製造者を明示する。 (2)OEM生産車の場合、委託側の製造者名を表示する。 (3)当会会員が機種の製造又は架装を当会会員の車体メーカーに委託する場合の製造者名は、両者の取決めによるものとする。 (4)「製造者名」には、貼り付けられた製品を特定できる符号(製造番号、型式、年式等)を表示する。 (5)「製造者名」の表示は、シール、オーナメント、プレスによる浮き出し等によって行う。文字高さは3mm以上とし耐久性、耐候性を有する方法で行うこと。 (6)「製造者名」の表示位置は、完成車状態で機種の見易い位置、原則としてキャブバック側又は前方部とする。  (表示例) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>製造者名</td> <td>〇〇自動車株式会社</td> </tr> <tr> <td>製造番号</td> <td>AB-00321</td> </tr> </table>	製造者名	〇〇自動車株式会社	製造番号	AB-00321				
製造者名	〇〇自動車株式会社											
製造番号	AB-00321											
4	「樹脂部品材料名」の表示	○	○	(1)質量が100グラム以上の樹脂部品 (FRP、断熱材を含む)には、ISO1043で規格化された記号又は一般的に呼ばれている名称 (FRP、発泡ウレタン等)を表示する。 (2)表示方法は以下の方法によること。 ①部品に消えにくい方法で表示する。 ②製造者名表示に追記する。 ③材料表示プレートを作成し表示する。 材料表示プレートは製造者名表示の近傍に貼り付ける。  (表示例) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th colspan="2">架装物樹脂材料表</th> </tr> <tr> <td>受木、スペーサ</td> <td>再生プラスチック</td> </tr> <tr> <td>外板</td> <td>FRP</td> </tr> <tr> <td>断熱材</td> <td>発泡ウレタン</td> </tr> </table>	架装物樹脂材料表		受木、スペーサ	再生プラスチック	外板	FRP	断熱材	発泡ウレタン
架装物樹脂材料表												
受木、スペーサ	再生プラスチック											
外板	FRP											
断熱材	発泡ウレタン											
5	「リサイクル可能率」	/	○	(1)機種の「リサイクル可能率」が95%以上であること。 (2)機種の質量は、当会会員が取り付けした、又は、委託して取り付けした全質量とする。 (3)リサイクル可能質量は、各適合ラベル申請時にリサイクルが可能とされるもの(エネルギー回収も含める)とする。 (4)リサイクル可能率計算書は【添付資料5】に準拠したものとする。								
6	「重金属4物質(環境負荷物質)」の使用制限	/	○	(1)「重金属4物質(環境負荷物質)」の使用は、当会の『環境負荷物質自主取組み基準』を満足していること。 『環境負荷物質自主取組み基準』 ①鉛:30g/台以下とする ②水銀(照明装置を除く)、六価クロム、カドミウムは使用禁止とする。 ③お客様の指定品や冷蔵・冷凍機器、レントゲン車のX線装置等は適用除外とする。								
7	「環境認証取得工場」で生産	/	○	(1)次の第三者機関による「環境認証取得工場」で生産されていること。 ①ISO14001 ②エコアクション21								

【添付資料3】

(改定)：2022年7月7日

(改定)：2020年4月1日

(改定)：2015年12月1日

2004年1月23日

一般社団法人 日本自動車車体工業会

環境委員会 架装物リサイクル分科会

### 3R「判断基準」ガイドライン

(一社)日本自動車車体工業会会員は、自ら又は委託して設計・製造する商用車架装物、トレーラ及びコンテナ（以下、機種と記載する）に関して、当ガイドラインを遵守するように努める。

#### リデュース（減量化）

機種の製造の事業を行う者（以下「製造事業者」という。）は、機種に係る使用済物品等の発生量の抑制に努める。

判断基準	判断基準ガイドライン
1. 原材料等の使用の合理化	1. 構造部の小型化、薄肉化（軽量化）、その他の処置により原材料の使用の合理化に努める。 2. 機種に本来要求される安全性、耐久性、利便性、荷役性、作業性等の機能を損なわないよう配慮する。
2. 長期間の使用の促進	1. 耐久性を配慮した設計とし、長寿命化を図る。 2. オイル(作動油)、油圧ホース等消耗品の長寿命化を図る。 3. 修理の容易化のため、部品の共通化等を図る。 4. 再生資源として利用等可能なものは取り外し及び取り付けが容易な構造の採用に努める。
3. 修理に係る安全性の確保	1. 修理、解体処理に係る安全性につき、必要に応じ、機種の解体マニュアル等を作成し安全作業に配慮する。
4. 安全性等の配慮	1. 機種の設計に当たっては、安全・環境に係る法規等遵守のほか、機種に本来要求される安全性、耐久性、利便性、荷役性、作業性等の機能を損なわれないように努める。 2. 重金属4物質（鉛、水銀、六価クロム、カドミウム）使用部位の把握と使用量の低減または全廃を図る。



5. 技術の向上	1. 製造事業者の特性に応じて、次に例示する技術を調査・研究する。 (1) 消耗品を含む部品又は部材の長寿命化技術 (2) 部品又は部材の小型化・軽量化に関する技術
6. 事前評価	1. 機種的设计に際して、機種に係る使用済物品等の発生を抑制するため、判断基準第1項から第3項の項目に沿い、予め機種を評価する。 2. 前項の評価を行うため、機種の種類毎に評価項目、評価基準を定める。 3. 第1項の評価を行うに際し、必要な記録を行う。
7. 情報の提供	1. 機種に係る使用済物品等の発生の抑制に資する情報につき、競争上の地位を害するおそれがある場合等を除き、これを提供する。

リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）	
機種製造の事業者（以下「製造事業者」という。）は、機種に係る再生資源の利用の促進に努める。	
判断基準	判断基準ガイドライン
1. 原材料の工夫	1. 再生可能な資源への変更を努め、かつ原材料の種類を削減する。 （技術的及び経済的に再生資源として利用が可能なもの） 2. 再資源化が困難な部品又は分離が困難な部品の削減を図る。 （技術的及び経済的に再資源化が困難、分離が困難な部品） 3. 耐食性に配慮した部品等の採用に努める。（含：耐食性の処置）
2. 構造の工夫	1. 部品の共通化等を図る。 2. 再生資源として利用等可能なものは取り外し及び取り付けが容易な構造の採用に努める。 3. 取り外す際に損傷するおそれが少ない構造の採用に努める。
3. 分別のための工夫	1. 質量が100グラム以上の合成樹脂製部品等は、ISO 1043で規定された記号または一般的に使用される名称を用い材質名表示を行う。 2. 部品に表示が困難な場合は一覧表に同記号を用いて表示を行う。
4. 処理に係る安全性の確保	1. 処理に係る安全性につき、必要に応じ、機種の解体マニュアル等を作成し安全作業に配慮する。
5. 安全性等の配慮	1. 機種の設計に当たっては、安全・環境に係る法規等遵守の他、機種に本来要求される安全性、耐久性、利便性、荷役性、作業性等の機能を損なわれないように努める。 2. 重金属4物質（鉛、水銀、六価クロム、カドミウム）使用部位の把握と使用量の低減または全廃を図る。
6. 技術の向上	1. 事業者の特性に応じて、次に例示する技術を調査・研究する。 (1) リサイクル可能な材料、部品への代替に関する技術 (2) 樹脂部品の回収及び再使用に関する技術
7. 事前評価	1. 機種の設計に際し、機種に係る再生部品または再生資源の利用促進のため、判断基準第1項から第4項の項目に沿い、予め機種を評価する。 2. 前項の評価を行うため、機種の種類毎に評価項目、評価基準を定める。 3. 第1項の評価を行うに際し、必要な記録を行う。

<p>8. 情報の提供</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 機種の種類、構造、部品等の取り外し方法、部品等の材質名その他の機種に係る再生部品または再生資源の利用の促進に資する情報につき、競争上の地位を害するおそれがある場合等を除き、これを提供する。</li><li>2. 機種に起因する処理困難物の処理委託先情報（（一社）日本自動車車体工業会提供）により、適正処理・処分を促す。</li></ol>
-----------------	--

## 解体マニュアル作成基準

(一社)日本自動車車体工業会(以下「車体工業会」という)会員は、自ら又は委託して設計・製造する商用車架装物、トレーラ及びコンテナ(以下、機種と記載する)について、本基準を遵守した解体マニュアルを作成し公開することで、リサイクル及び適正処理の促進に努める。

### 1. 目的

使用済機種のリサイクル及び適正処理(法規遵守事項、作業の安全、環境保全)の為の注意事項、手順を示すことでリサイクルの促進に資することを目的とする。

### 2. 機種の種類

機種の名称は原則として『車体工業会の区分』による。

### 3. 解体マニュアルの構成

- 1) 車体工業会としての考え方
- 2) 車体工業会としての共通遵守事項
- 3) 各部会としての遵守事項
- 4) 個別機種の解体マニュアル

### 4. 個別機種の解体マニュアルの記載内容

- ①概略構造
- ②注意事項
- ③特殊な部品、装置の明記
- ④危険部位の説明と処理方法
- ⑤液体類の量と抜き取り手順
- ⑥リサイクル困難材・処理困難材(※)の使用量  
(※例:断熱材、FRP、その他特殊な物質)
- ⑦木材、断熱材、FRPの処理委託先情報の提供

記載例:断熱材、FRPの解体後処理については、「商用車架装物リサイクル・適正処理に関する協力事業者制度参加事業者一覧」((一社)日本自動車車体工業会ホームページに掲載)を参照し、適正に処理して下さい。

- ⑧解体手順

## ⑨分別処理の注意

### 5. 用語

- 1) 一般名称
- 2) 特殊なものは図又は写真で表示
- 3) 語調は「……行って下さい」、「……します」で作成

### 6. 一般公開

解体マニュアルは各製造事業者のホームページに掲載し一般に公開する。自社ホームページがない、または掲載しない場合、機種本体に表示するか取扱説明書に記載する。また、解体業者から要求があった場合は印刷物を配布する。

### 7. 少量生産機種の取り扱い

同一機種の年間生産台数が10台以下の場合、危険部位、環境負荷物質の使用部位、解体に必要な情報等を機種に表示するか、又はこれらの資料が要求時即時に開示できる体制を整える。

### 8. 問い合わせ先

解体マニュアルの内容に関する問い合わせ先として、会員企業名と連絡先を記載する。

以上

日付： 年 月 日

「新環境基準適合ラベル」

## リサイクル可能率計算書

企業名	
機種名	
型式、機種概要	

## 1. 架装物、トレーラ及びコンテナの質量表

材料名	質量 [kg]	リサイクル可否(エネルギー回収も含める)		備考
		可能質量 [kg]	不可質量 [kg]	
スチール				
ステンレス				
アルミ				
木材				
樹脂				
ゴム				
油脂類				
塗料類				
合計	* (A)	(B)		

## 2. リサイクル可能率

リサイクル可能率 = リサイクル可能質量 (B) / ※架装物、トレーラ及びコンテナの合計質量 (A)

$$= \quad / \quad = \quad (\%) \geq 95\%$$

※架装物、トレーラ及びコンテナの合計質量 (A) は、当会会員が取り付けした、又は、委託して取り付けした全質量とする。

「環境基準適合ラベル（通称：ホワイトラベル）」、  
「新環境基準適合ラベル（通称：ゴールドラベル）」  
交付申請書

お申し込みの対象ラベルをチェック☑下さい。（☐内をクリックすると☑となります）

- 「環境基準適合ラベル」を交付申請します。
- 「新環境基準適合ラベル」を交付申請します。

申請日		申請機種	
型式、又は機種概要			

上記の機種(架装型式)以外に使用しないことを誓約致します。

環境基準ラベルおよび、新環境基準適合ラベル要件チェック(ホワイトラベル、ゴールドラベル共通)

資料名	申請者確認	事務局判定	分科会判定
1、3R判断基準ガイドラインの作成・運用	<input type="checkbox"/> 資料提出	<input type="checkbox"/> 合格	<input type="checkbox"/> 合格
2、解体マニュアルの作成および公開(※1)	<input type="checkbox"/> 資料提出	<input type="checkbox"/> 合格	<input type="checkbox"/> 合格
3、製造者名の表示	<input type="checkbox"/> 資料提出	<input type="checkbox"/> 合格	<input type="checkbox"/> 合格
4、樹脂部品材料の表示	<input type="checkbox"/> 資料提出	<input type="checkbox"/> 合格	<input type="checkbox"/> 合格

(※1)同一機種の生産台数が10台以下の場合は必要な情報を本体に表示、または要求時に開示できる体制が整っていれば、解体マニュアルを作成しなくてもよい。

新環境基準適合ラベル要件チェック(ゴールドラベルのみ)

資料名	報告値	申請者確認	事務局判定	分科会判定
5、車体製品部材のリサイクル可能率計算書 リサイクル率 95%以上(※2)		<input type="checkbox"/> 資料提出	<input type="checkbox"/> 合格	<input type="checkbox"/> 合格
6、環境負荷物質フリー宣言証明(※3) 文章・HPなどで社会に公開		<input type="checkbox"/> 資料提出	<input type="checkbox"/> 合格	<input type="checkbox"/> 合格
7、環境認証取得工場での生産証明 ①ISO14001, ②エコアクション21		<input type="checkbox"/> 資料提出	<input type="checkbox"/> 合格	<input type="checkbox"/> 合格

(※2)リサイクル可能率 = リサイクル可能材料質量(kg) / 使用材料合計質量(kg)

(※3)会社、又は製品単位で宣言有り

申請会員名			
所在地	本社		
	製造工場		
車体工業会所属部会		<input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 特装 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 特種 <input type="checkbox"/> トレーラ <input type="checkbox"/> バン	
申請者	氏名	所属 役職	
申請者連絡先	TEL	FAX	
	Eメール		

**適合確認**

環境基準適合確認日	環境基準適合番号	ラベル区分	事務局欄
年 月 日	JABIA 環境 -	ホワイトラベル	
	JABIA新環境 -	ゴールドラベル	
通信欄			

※eメールにて申請される場合は、本紙はpdfファイル化せずにWordファイルのまま提出してください。

一般社団法人 日本自動車車体工業会 環境委員会 事務局 行

FAX番号 : 03-3578-1684

## 「環境基準適合ラベル」、「新環境基準適合ラベル」購入申込書

お申し込みの対象ラベルをチェック☑下さい。

取得した機種に貼付け用「環境基準適合ラベル」を申し込みます。取得した機種に貼付け用「新環境基準適合ラベル」を申し込みます。

環境基準適合ラベル (ホワイトラベル)		申込み枚数(*20枚または100枚単位)
代表適合番号 J A B I A 環境 —	代表機種	枚

新環境基準適合ラベル (ゴールドラベル)		申込み枚数(*20枚または100枚単位)	
		大型サイズ	小型サイズ
代表適合番号 J A B I A 新環境 —	代表機種	枚	枚

送 付 先	申込会員名		
	所 属		
	氏 名		
	住 所	〒	
	連絡先	TEL :	FAX :
(送付先と同は不要) 請求書発送先	申込会員名		
	所 属		
	氏 名		
	住 所	〒	
	連絡先	TEL :	FAX :
通信欄			

※申込み単位により単価が異なりますので、一般社団法人 日本自動車車体工業会のHPをご参照ください。



制定 (一社) 日本自動車車体工業会  
環境委員会 架装物リサイクル分科会  
分科会長 新井 佳和 極東開発工業 (株)  
副分科会長 小澤 正広 日本フルハーフ (株)  
委員 井上 政嗣 新明和工業 (株)  
伊藤 公展 京成自動車工業 (株)  
藤島 太毅 (株) 東洋ボデー  
廣石 妃三光 (株) 矢野特殊自動車

#### 改定履歴

改定日 2022年7月7日  
改定日 2020年4月1日  
改定日 2015年12月1日  
制定日 2011年1月28日

発行 (一社) 日本自動車車体工業会  
東京都港区芝大門1-1-30 (〒105-0012)  
TEL 03-3578-1681  
FAX 03-3578-1684  
<http://www.jabia.or.jp/>